

○愛西市公共基準点管理保全要綱

平成19年4月2日

訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、市が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めることにより、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「公共基準点」とは、1級、2級及び3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、産業建設部都市計画課とする。

(公共基準点の使用手続等)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 第1項により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点を使用後、公共基準点使用報告書(様式第3号)により速やかに市長に使用結果を報告するものとする。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、

公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長（市各課所管の工事にあつては産業建設部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。））に提出し、指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項に規定する届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又は市長若しくは都市計画課長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長（市各課所管の工事にあつては都市計画課長）に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項に規定する報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長若しくは都市計画課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者（市各課所管の工事を除く。）は、都市計画課長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、復旧の承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点復旧承認書（様式第7号）を交付するものとする。
- 8 工事施工者は、第6項の規定にかかわらず、市各課所管の工事においては、都市計画課長と公共基準点の復旧について協議しなければならない。
（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者（市各課所管の工事及び公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）を交付するものとする。
- 3 市各課所管の工事にあつては、工事施工者は、都市計画課長と協議し、協議書については第1項を、回答書については前項の規定を準用する。
- 4 第1項及び前項に規定する申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添

付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

5 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を滅失、毀損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、都市計画課長と協議の上変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した場合（以下「事故原因者」という。）は、前2項を適用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を移転又は復旧する工事（以下「移転等工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、産業建設部都市計画課で行うものとする。

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき産業建設部都市計画課で行うものとするが、測量実務は工事施工者が行い、手続上必要な測量成果品一式を作成するものとする。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と都市計画

課長との協議の上施工者を決定するものとする。

(移転等工事)

第9条 工事施工者等は、移転位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に都市計画課長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、産業建設部都市計画課と協議するものとする。

3 工事施工者は、移転等工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 移転等工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点工事しゅん工報告書(様式第11号)に前項の写真及び測量成果品一式を添えて市長(市各課所管の工事にあつては、都市計画課長)に提出し、検査を受けなければならない。

5 市長は、前項の報告書の提出があつたときは、14日以内に検査をするものとする。

6 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の移転等工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。)及び公共基準点の測量作業に要する費用は、土地所有者の請求による場合を除き、原則工事施行者の負担とする。

(補則)

第11条 この訓令により難しい場合又はこの訓令に定めのない事項についての取扱いは、その都度都市計画課長に申し出、協議して定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第64号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月26日訓令第74号）

この訓令は、令和2年10月26日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

公共基準点使用承認申請書 年 月 日 (宛先)愛西市長 申請者 住所 氏名 愛西市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 画機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作 業機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

様式第2号(第4条関係)

<p>公共基準点使用承認書</p> <p>様</p> <p>愛西市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
<p>承認条件</p> <p>1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2 使用終了後は、報告書を提出すること。</p> <p>承認番号 号</p> <p style="margin-left: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛西市長 印</p>		
担当連絡先	<p>産業建設部都市計画課</p> <p>TEL0567-55-7126</p>	

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号(第4条関係)

<p>公共基準点使用報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)愛西市長</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 名称 担当者</p> <p>愛西市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用した 公共基準点	計 点	
使用承認番号	承認番号 号	
測量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No. 相対精度1 : No. ~ No. 相対精度1 : No. ~ No. 相対精度1 : No. ~ No. 相対精度1 :	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)	

様式第4号(第5条関係)

公共基準点付近での工事施工届出書 (宛先)愛西市長 年 月 日 届出者 住 所 氏 名 工事の施工について下記のとおり届け出します。		
工事件名		
工事場所	愛西市 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
工事概要		
公共基準点番号		
占有 企業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

様式第5号(第5条関係)

<p>公共基準点付近での工事しゅん工報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)愛西市長</p> <p style="text-align: right;">報告者 住 所 名 称 担当者</p> <p>年 月 日付けで届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。</p>		
工事件名		
工事場所	愛西市 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
公共基準点番号		
公共基準点 の状況	(1) 測量標の毀損状態：	
	(2) 構造物の毀損状態：	
	(3) その他：	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1しゅん工写真 2引照点図 3測量資料 4その他	

様式第6号(第5条関係)

<p>公共基準点復旧承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)愛西市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		
復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	愛西市 番地先	
復旧する公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
復旧工事請負者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
備考		

様式第7号(第5条関係)

<p>公共基準点復旧承認書</p>	
<p>様</p>	
<p>年 月 日付けて申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
復旧内容	
復旧場所	愛西市 番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 測量標設置は、愛西市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 2 標識の再利用が困難な場合は、都市計画課へ連絡してください。 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事しゅん工報告書(様式第11号)を提出し、愛西市の検査を受けてください。 4 検査に合格したときには、速やかに愛西市へ公共基準点を引き渡すこととします。 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て都市計画課と協議してください。 <p>承認番号 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛西市長 印</p>	
担当連絡先	<p>産業建設部都市計画課 TEL 0567-55-7126</p>

様式第8号(第6条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書	
年 月 日	
(宛先)愛西市長	
申請者 住所 氏名	
<p>工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
一時撤去・移転理由	
工事件名	
工事場所	愛西市 番地先
一時撤去・移転する公共基準点	
移転する場合の移転候補地	愛西市 番地先
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 者	名 称
	担当者
	所 在 地 TEL
添付図面	1位置図 2平面図 3写真 4その他
備 考	※現況状況等を記載する

注) 協議の場合は、承認申請を協議に書き換えるものとする。

様式第9号(第6条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認書	
承認番号 号 年 月 日	
様	
愛西市長 印	
年 月 日付けで申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認します。	
承認事項	
移転先	愛西市 番地先
一時撤去・移転する公共基準点	
完了期限	年 月 日とする
承認条件 1 再設置位置については、都市計画課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。 2 測量標設置は、愛西市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 3 標識の再利用が困難な場合は都市計画課へ連絡してください。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事しゅん工報告書(様式第11号)を提出し、愛西市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに愛西市へ公共基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに都市計画課に連絡してください。	
担当連絡先	産業建設部都市計画課 TEL 0567-55-7126

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

様式第10号(第6条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)請求書	
年 月 日	
(宛先)愛西市長	
請求者 住所 氏名	
愛西市公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。	
一時撤去・移転理由	
請求場所	愛西市 番地
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第11号(第9条関係)

公共基準点工事しゅん工報告書	
年 月 日	
(宛先)愛西市長	
報告者 住所 名称 担当者	
年 月 日付け第 号で承認を受けた公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、公共基準点工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。	
工事件名	
工事場所	愛西市 番地先
工事しゅん工日	年 月 日
公共基準点番号	
工事請負者	名称
	担当者
	所在地 TEL
復旧工事又は移転工事の場合	
測量請負者	名称
	担当者
	所在地 TEL
添付図面	1しゅん工写真 2測量成果一式 3その他

注)協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第6条関係)

様式第10号 (第6条関係)

様式第11号 (第9条関係)